ハラスメント対応のための
複数人同行訪問費用補助金事業（訪問介護事業所対象）
実施要項

１　趣旨

県内の訪問介護事業所で働く職員が利用者宅に訪問する際の安全対策を講じるための支援を行い、安心して安全に訪問を継続できる環境を整えます。

２　実施内容

利用者宅へ訪問する職員が、安心して安全に訪問を継続できるよう複数人同行訪問に必要な経費の補助

３　事業概要

利用者宅へ職員が訪問する際、利用者等からの暴力等ハラスメント行為などの対策として複数人体制※での訪問が必要となる場合に、同行する職員の人件費を補助します。（※ 複数人体制とは、職員２名での訪問を想定）

（１）補助要件

以下の条件を全て満たすこと

・「介護保険法」に規定する「訪問介護」を提供する県内の事業所
・上記の事業所において、利用者等による暴力行為等から職員の安全を確保するため、複数人体制での訪問対応が必要であること
・複数名の訪問者による訪問介護を行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難であり、介護報酬の加算が適用できないこと
・利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定していること

※次の条件に該当するものは対象となりません。

・介護報酬対象となる複数人同行訪問
・ハラスメント以外の理由による複数人同行訪問
・その他、事業の目的・内容等が不適当であると県が認めるとき

（２）採択件数

20 事業所（予定）

（３）補助対象経費および補助金の額

ア　補助対象経費

補助金交付決定日または交付決定前事前着手予定日（補助対象期間の開始日）から補助事業が完了する日または当該年度末のいずれか早い日までに実施する補助対象事業に要する経費で、次に掲げる経費のうち県が認めるものを対象とします。

イ　補助率・補助額

利用者１人あたり上限回数は25回とし､同行する職員の職種や利用者数は問わない。

同行訪問時間	補助基準額 （1回あたり）	補助率
30分未満	2,000円	定額
30分以上	3,000円	

ウ　補助対象となる行為の例

１）迷惑行為等

（１）　迷惑行為

じっと見つめる、にらむ、必要以上に接近する、好意や敵意を伝える、戯れかかる、訪問者等に暴力を振るうまね、その持ち物を壊すまね、正当な理由がないのに危険な物品（包丁、バット、可燃物等）を所持すること、盗撮行為、訪問者を撮影するカメラ等の設置、故意に汚物や、動物の死体など不快な物等を訪問者に見せつける、又は居宅内外に置く等

（２）　暴言

訪問者等への悪口、侮辱

（３）　過大なクレーム

恫喝、威嚇など激しい口調で問い詰める、過度に金銭や謝罪、サービス提供等を要求するなど社会通念上過大と考えられるクレーム

※長話、認知症等による繰り返しの発言、常識の範囲内での正当な苦情など、訪問者が職務上受忍すべきと考えられる発言や苦情は補助対象としない。

（４）　ストーカー行為

つきまとい、待ち伏せ、事業所等への押しかけ、面会その他義務のないことの強要、行動を監視している等と話す、頻繁な電話、メール等

（５）　セクシャルハラスメント

抱きつき、ボディタッチ、わいせつ発言、下着姿での応対、ひわいな物を居宅等に見えるように置く等

（６）　脅迫

殴る、殺す等訪問者等の心身等に危害を加えることや、利用者等の反社会勢力等との係わり、暴力性、前科等を伝えて訪問者等を脅す発言、その他訪問者等を威圧し、又は迷惑を及ぼす言動等

２）暴力行為

素手又は物によって殴る、蹴る、物を投げつける等

３）器物破損行為

素手又は物によって殴る、蹴る、物を投げつける等

エ　その他

・福井県補助金等交付規則等に基づき補助します。

・交付申請回数は、1事業所につき1回までとします。

・補助対象経費等に疑義が生じた場合は、県に事前に協議してください。

4　事業実施期間

令和８年１１月１２日（木）～令和９年３月１２日（金）

内容審査後、先着順にて交付決定します。

5　補助金の申請について

下記の様式および添付書類を県長寿福祉課へ提出してください。

・補助金交付申請書【様式第１号】

・事業計画書（別紙１）

・収支予算書（別紙２）

・県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書（別紙３）

・納税証明書（法人税、消費税および地方消費税に滞納がない旨の証明書）

・参考資料（要項等の参考となる添付書類）

6　その他留意事項

・複数人同行訪問の必要性や介護報酬の加算が適用できない理由、訪問に行ったことが分かる書類等（訪問記録、会議録、介護給付費明細書等）を整理・保管し、要請があった際には速やかに提出できるよう準備をお願いします。なお、これらの証拠書類が確認できない場合は、補助金の支給対象外となりますので十分ご留意ください。

・今年度、国や地方公共団体から、同様の趣旨で補助金等の交付を受ける場合は、本事業の支援対象となりません。

7　本件に関するお問い合わせ

福井県健康福祉部長寿福祉課　介護サービスグループ

TEL：0776-20-0332

FAX：0776-20-0713